

北広島町「広域農道 今田トンネル」ネーミングライツ公募要領

1 趣旨

北広島町では、道路の維持管理財源の確保、民間企業団体等へ地域活動及び社会貢献の場を提供するとともに、施設の魅力を高め、地域活性化を図ることを目的に、道路及び道路施設における愛称を付ける権利（これに付帯する諸権利等を含む。以下「ネーミングライツ」という。）を付与するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を公募します。

2 公募主体

北広島町（建設課）

3 契約相手方の条件

自らスポンサーとなることを希望する法人（個人事業主を含む）又は団体（以下「法人等」という。）が契約することができます。

契約できる法人等の条件は下記のとおりです。なお、団体で応募する場合は、団体を構成するすべての法人等を対象とします。

- (1) 北広島町広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第 4 条に規定する業種又は事業者でないこと。
- (2) 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める法人等は契約できません。
- (3) 申込み時点で、公序良俗に反する事業^{*1}を行う法人等、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人等は契約できません。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれでもないこと。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人もしくは組合等を利用している。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。

エ 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。

オ 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある。

^{*1}公序良俗に反する行為は、掲載基準第 5 条の規定による。

4 公募施設

・広域農道 今田トンネル

詳細は別紙1「対象トンネル情報」をご覧ください。

5 愛称名の付与

- (1) 北広島町広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）及び掲載基準を遵守したものであること。
- (2) 愛称名には、パートナーの企業名（店舗名、愛称を含む。）又は商品名等のいずれか及び企業ロゴ^{※2}を含めることができますが、標語等メッセージの標示や、ロゴマークのみ等の標示はできません。

※2 企業ロゴはパートナーとなるものが権利を有する登録商標を原則とします。

- (3) 商標権及び著作権等権利関係の問題が生じない愛称であること。
- (4) 「トンネル」等、施設の種類が分かる愛称名としてください。

（例）

- ・施設名：今田トンネル
- ・パートナー名：■■■■

<愛称名>

■■■■トンネル

■■■■今田トンネル など

- (5) ロゴの配置は愛称名の先頭又は後尾のいずれかにひとつまでとし、愛称名の途中に入れることはできません。

（例）

- ・施設名：今田トンネル
- ・パートナー名：■■■■
- ・愛称名：■■■■今田トンネル

<可能なロゴ標示>

【ロゴ】■■■■今田トンネル

■■■■今田トンネル【ロゴ】

- (6) 提案された愛称名については、掲載要綱第10条の規定に基づき設置した審査会（以下「審査会」という。）における検討結果や町民意見を踏まえ、決定します。検討の結果、優先交渉権者（10「優先交渉権者の選定」により選定された者。以下同じ。）に対して愛称名の再提案を求められますのでご承知ください。
- (7) 契約後は、本町は愛称名を積極的に使用しますが、条例上の施設名称については変更せず、町議会等において必要な場合などは、愛称名ではなく施設名を使用することがあります。
- (8) 決定した呼称及びロゴマークに関する知的財産権（知的財産法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は町が無償で使用できるものとする。

6 パートナーメリット

- (1) 愛称名の標示

命名した愛称名をトンネル坑門に標示することができます。標示方法の設置基準等は、別紙2「パートナーメリットについて」をご確認ください。

提案のあったパートナーメリットが、施設の構造や安全性、交通・道路管理に支障を生じさせる、道路法、道路占用許可基準等各種法令を遵守していない、周辺地域への影響が大きい、名称標示の妥当性が認められない等の場合には、優先交渉権者の提案について、デザイン・設置方法等の変更を求める場合があります。変更等となった場合でも、提案金額の減額はできません。

標示の大きさによっては、広島県屋外広告物条例（昭和 24 年広島県条例第 72 号）に基づく申請が必要となる場合があります。その場合は、パートナーは、申請手続きを行うとともに、ネーミングライツ料とは別に許可申請手数料の負担が生じます。

申込みを検討している者（以下「申込予定者」という。）は検討するパートナーメリットについて、指定の期間内に事前確認をしてください。事前確認に関する手続きの詳細については、9(1)「事前確認」を参照してください。

(2) 愛称名の標示以外

愛称名の標示以外のパートナーメリットを提案することができます。

(3) 出版物やホームページの取り扱い

ネーミングライツが付与されていることを、パートナーが管理する出版物やホームページ等で表示することができます。ただし、契約終了後は表示することはできません。

なお、契約締結後に町の印刷物やホームページ等の表示変更は本町が負担します。

(4) 道路案内看板等の取り扱い

敷地外の道路案内看板等の標示変更は、本町や関係機関と協議のうえ、変更可能な標示について行うことができます。その場合、本町や関係機関が標示変更を行い、実費を負担していただくことがあります。また、契約終了後の原状回復についても同様とします。

7 契約条件

(1) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は年額 30 万円以上（消費税及び地方消費税を除く）とし、申込者から提案してください。

なお、ネーミングライツ料の支払いは原則年度単位とし、当該年度分を当該年度 4 月末日までに納付してください。ただし、愛称使用開始年度については月割りとし、愛称使用開始月の末日までに納付してください。

※パートナーの責により契約が解除された場合のネーミングライツ料は還付できません。

(2) 契約期間

原則 3 年以上 20 年以内とし、契約の満了日は 3 月 31 日とします。

なお、本町が公平性や競争性を考慮し適当と認める場合に、当初の条件に変更がないことを前提として、契約の更新ができます。

(3) 地域貢献の提案

地域の清掃美化活動などの実績や今後の計画、また施設周辺を社会貢献の場として活用する提案をしてください。

なお、ご提案いただいた活動について、実施状況の報告を求める場合があります。

(4) その他

ア パートナーメリットの実施による第三者被害が発生した場合には、パートナーの責任におい

て適切な措置を行っていただきます。

イ パートナーメリットによる設置物については、原則3年ごとの定期点検を行っていただき、実施報告をしていただきます。

ウ パートナーメリットの内容に応じて、台風等自然災害を見据えた対策や災害後の緊急点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

エ 定期点検等で異常が見つかった場合や、設置物が耐久年数を超えた場合は、必要に応じて設置物の更新等を行ってください。

オ 契約期間中、本町において施設の修繕工事等を行うことがあります。

8 景観やまちづくり等に関連する届出

パートナーメリットの実施にあたり、各種届出や協議、申請が必要な場合があります。

なお、必要な手続きは提案内容によって異なります。

9 申込方法

(1) 事前確認

提案予定のパートナーメリットについて、施設の構造や安全性、交通・道路管理上の観点、道路法、道路占用許可基準等各種法令の遵守、広島県屋外広告物条例等への準拠、周辺地域への影響、名称標示として妥当性等に関する事前確認を行います。

申込み後にパートナーメリットのデザイン・設置方法等の変更等が必要となる場合や、当該パートナーメリットの提案が不採用となる場合も、提案金額の減額はできませんので、申込予定者は、検討するパートナーメリットについて原則事前確認をしてください。

事前確認は、次の内容に沿って書類を提出してください。

ア 提出書類及び提出方法

様式は任意とします。提案を検討しているパートナーメリットについて、具体的に記載してください。提出は、持参、郵送又はEメールのいずれかとします。

イ 受付期間

令和7年4月7日から令和7年5月30日午後5時まで。

書類提出は、申込予定者1法人又は1団体につき1回とします。

なお、本要領（別紙含む）に関する質問については、受付期間中に、持参、郵送又はEメールで随時受け付けます。

ウ 回答日（予定）

令和7年6月27日午後5時までに、書類を提出したものに対して直接回答するとともに、確認内容及び回答の概要について、本町ホームページに掲載します。（ただし、申込予定者が特定されるような内容や申込予定者の営業上の秘密に関する内容等についてはこの限りではありません。）

(2) 申込み受付期間

令和7年6月30日から令和7年7月14日午後5時まで（必着）

愛称使用開始時期は令和8年4月ごろを予定していますが、各種調整に時間を要した場合等、愛称使用の開始が遅れる場合がありますのでご承知ください。

(3) 申込時の必要書類

別紙3「広域農道 今田トンネルネーミングライツ申込書」に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添付し、ご提出ください。

申込は、持参、郵送又はEメールのいずれかで可能ですが、下記提出書類のうちイ、ウ及びオは原本を提出してください。

ア パートナーメリットに関する書類（愛称名の標示と愛称名の標示以外のパートナーメリットの仕様、デザイン、設置方法、設置場所、その他詳細が分かるもの）※様式自由

イ 印鑑証明書

ウ 登記事項証明書〔商業登記簿謄本〕

エ 会社概要及び直近3か年の決算報告

オ 納税証明書〔法人税、法人県民税・法人事業税、法人町民税、事業所税、消費税・地方消費税（直近1年間分）〕

※グループで応募する場合は、代表する法人（以下「代表者」という。）を1社選定し、代表者は、申込書及び上記アについて作成し、グループを構成するすべての法人は、上記イからオについて提出してください。

※提出した書類の内容変更はできません。ただし提案内容（愛称名・パートナーメリット等）について不備や不足、疑義等がある場合には、本町から内容の追加等を求める場合があります。

(4) 申込書類に虚偽の記載をした場合は、提出された申込書類を無効とします。

提出された申込書類は優先交渉権者決定後も返却しません。なお、申込書類は、ネーミングライツパートナーの選定以外の目的で使用することはありません。

10 優先交渉権者の選定

審査会における検討結果を踏まえて優先交渉権者を選定します。

なお、選定は別紙4「検討項目及び検討のポイント」に基づき行います。

※審査会の審査内容は非公開とします。審査結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

11 パートナーメリットに関する調整

優先交渉権者の提案について、「6 パートナーメリット」に記載のとおり、デザイン・設置方法等の変更等を求める場合や、当該パートナーメリットの提案を不採用とする場合があります。その場合には、書面により理由を付して通知します。通知を受けた優先交渉権者と本町において、提案内容の調整を行います。ただし、パートナーメリットの追加や提案金額の減額はできません。

提案内容の調整について、本町が指定する期間までに合意に至らなかったときは、優先交渉権者を契約の相手方として決定しない場合があります。（その際、他の申込者がいるときは、新たに優先交渉権者を選定する場合があります。）

12 契約の相手方の決定

パートナーメリットの調整後、優先交渉権者の提案内容について、町民意見募集及び第2回目の審査会を行い、その結果を踏まえ、契約の相手方及び契約内容を決定します。

13 契約の締結

契約の相手方の決定後、速やかに契約を締結します。その際、契約保証金は免除します。

なお、本町がやむを得ないと認める場合を除き、決定の通知後3か月を超えても契約が締結されない場合は、契約の相手方としての権利を失います。

また、他の申込者がいるときは、新たに優先交渉権者を選定する場合があります。

14 契約の解除

ネーミングライツパートナーが、契約相手方の条件を満たさなくなったとき又は掲載要綱第8条の各号に該当するとき本町は契約を解除できます。

その場合の諸経費の負担は、「15 パートナーメリットの実施に係る諸経費の負担等」に準じます。

15 パートナーメリットの実施に係る諸経費の負担等

パートナーメリットの実施にあたっては、道路法に基づく申請が必要です。

(1) 施工に関すること

パートナーメリットの実施にあたり、愛称名の標示や愛称名の標示以外に係る制作、設置等の作業はパートナーの負担とします。

設置等作業については、道路管理者等の指示に従い、契約期間内に行うこととします。

(2) 維持管理に関すること

パートナーメリットによる設置物に関する維持管理の費用は全てパートナーの負担とし、契約期間中の毀損及び汚損、紛失等したときの復旧についても同様とします。

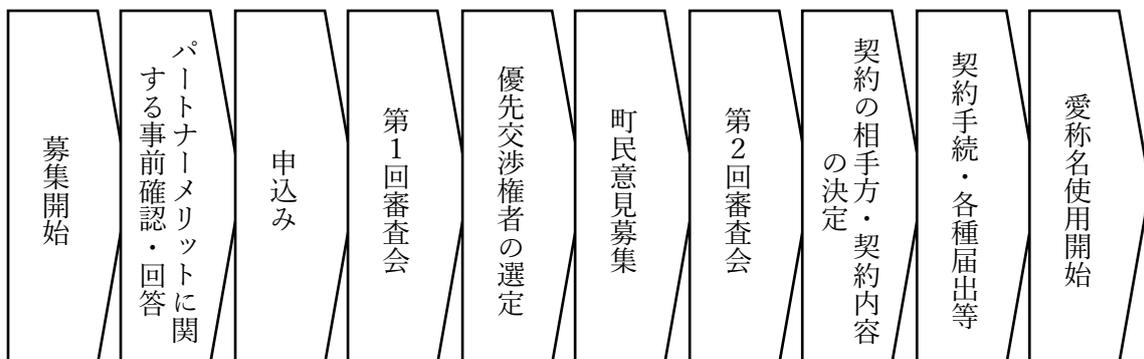
なお、パートナーが行う設置作業等に起因した損害については、パートナーの責任において現状復旧する必要があります。

(3) 原状回復に関すること

契約終了時には、すべてのパートナーメリットによる設置物をパートナーの負担により撤去し、道路管理者等の指示に従い、契約期間内に原状回復を行うこととします。

また、原状回復において、塗装がはがれた場合などの復旧にあたっては、道路管理者の指示に従うこととします。

16 愛称名使用開始までの流れ



17 お申込み・お問合せ先

お申込みは、持参、郵送又はEメールで提出してください。

お問合せは、文書又はEメールで受け付けます。

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場 建設課 農林土木係

TEL：0826-72-7364

Fax：0826-72-5252

e-mail：nourin@town.kitahiroshima.lg.jp